

きょうどう

2023年8月1日号

NO. 39

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。

「迫間橋」

菊池市西迫間



平和憲法を「武器」に

NHKテレビ番組6月3日放送「ブラタモリ」の種子島・鉄砲由来編で、現地の案内者が「武器を手に入れると使いたくなる」と。すかさず「だから軍備をしている国は戦争を起こしたがる」とタモリ氏。昨年末のテレビ番組での来年（23年）を展望する問いかけに「新しい戦前になるのではないですかね」と答えた氏の言葉が炎上。ともにけだし至言・切言と言い得るでしょう。

世情はまさに混沌としており、ロシアはウクライナへの侵略を続け、我が国周辺諸国との緊張関係は日ましに強まっています。現下の日本を見た場合、「岸田総理大臣は、何十年も続く平和主義を放棄し、自国を真の軍事大国にしたいと望んでいる」（アメリカ・タイム誌5・12号）と捉えられている情勢があります。昨年バイデン米大統領との日米首脳会談で岸田首相は軍事費の「相当な増額」を公約し、5兆円の軍事費を、GDP比2%Ⅱ11兆円規模に増額するとしました。さらに岸田政権は、安保3文書に基づく大軍拡予算を捻出するための軍拡財源確保法を成立させました。23年度からの5年間で総額43兆円程度の軍事費を確保するというものです。財源は歳出改革で賄うとしていますが、不足する部分は増税に頼ることになります。軍備拡張で社会保障や国民生活が削られる恐れがあります。歳出改革としてもその原資は国民の税金です。殺戮を競い合うための軍事費に莫大な税金を使うことはやめるべきです。

「武器」は戦闘のためだけのものではありません。日本には「平和憲法」があります。平和の「最高の武器」です。世界平和のために活かさなければなりません。

社員・税理士 荒尾寿味雄

インボイス（制度開始前の確認）

1. インボイス制度とは

① 制度

適格請求書等保存方式いわゆる「インボイス制度」とは、2023年10月1日からスタートする制度で、仕入税額控除の要件が変わり、適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイス（「適格請求書等」）の保存が必要となる制度です。

インボイスを発行するには、適格請求書発行事業者となるため税務署に登録申請を行う必要があります。登録を行うと税務署から登録番号がとどきます。法人事業者は T+法人番号（13桁）が付き、個人事業者は税務署が付けた T+13桁の番号となります。

② インボイスとは

インボイス（適格請求書）とは、次の6項目が記載された書類で、請求書や納品書、領収書、レシート等です。これらの複数の書類で6項目が記載されていればインボイスとなります。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

③ 登録と申告納税

インボイスを発行するため適格請求書発行事業者になれば、今まで基準期間の売上高が1千万円未満の免税事業者も課税事業者となり、登録日以降の取引については消費税について申告納税をする必要があります。

2. 特例措置等

① 帳簿のみでの保存で仕入税額控除が認められる場合

3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などは、インボイスの保存が不要で、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

原則として、基準期間の課税売上高が1億円以下である事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間の課税仕入れについて、支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を行うことができます。

③ 免税事業者からの仕入に係る経過措置

次の一定期間については、免税業者からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があります。

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（3年間） → 仕入税額相当額の80%

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（3年間） → 仕入税額相当額の50%

④ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの属する課税期間は免税事業者が適格請求書発行事業者となる場合には、売上に係る消費税額に80%を乗じた額（特別控除税額）を控除した金額を納付する特例があります。

3. 業者間取引について

財務省及び公正取引委員会など5省庁は連名で、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を発表し、事業者間の取引のなかで、免税事業者である下請事業者などが、元請け事業者からの一方的な取引変更や取引停止などを受けた場合には法律違反にあたることなどを提示しています。

国税庁、申告書等の控えへの受付印取止めを検討

1. 国税庁が税理士会に受付印取止め検討の書類送付

令和 5 年 4 月 25 日、国税庁総務課長名で日本税理士連合会に対し、「申告書等への控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（依頼）」と題する書類が送られました。

内容は、「国税に関する手続等の見直しの一環として、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめることを検討していますので、申告書等の控えへの收受日付の押なつの見直しについて御理解と御協力をお願いいたします。」とし、令和 6 年 4 月から、申告書等の控えへの受付印の押なつを取りやめる内容となっています。

国税庁の資料によりますと、令和 3 年度の e-Tax 利用率は、所得税申告で 59.2%、法人税申告で 87.9%となっています。この様に現在申告書等を紙で提出をしている納税者が数多くいるにも拘わらず、受付印を廃止しようというのです。



2. 紙提出者は税務行政サービスの低下に

金融機関からの融資を受ける場合、または記憶に新しいところでは、コロナ禍時の持続化給付金や事業復活支援金など、行政に申請等を行う際は必ずと言っていいほど税務署の受付印が押された申告書等の写しの提出を求められます。この様に受付印が押された申告書等は、その納税者が行った税務申告の日付と内容を直接証明することができる書類として、民間の取引のみならず国などの行政機関も活用してきた手続きです。なのに、それをあと 1 年で突然取止めるというのですから驚きです。

もし受付印制度が取りやめとなれば、紙での申告書等を提出した人はその代わりの手続として、納税証明書や申告書等情報取得サービスを利用するしかありません。しかし、これらのサービスの利用には、利用料の発生、発行までの時間、オンライン利用ができない場合は税務署に改めて出向かなければならないなど税務行政サービスの低下となってしまいます。

3. 税務行政の DX

現在国税庁は、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」に則して、「税務行政の DX」を進めています。この「税務行政の DX」とは、納税者の利便性の向上等をうたいながら、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化等を目指すもので、半ば強引に紙での申告等をやめさせ e-Tax などの電子手続きに移行させようとするものです。

しかし、今回の受付印制度の取りやめは、納税証明書等の受け取りに税務署窓口に行かなければならないなど、この「税務行政の DX」の趣旨に反するようなことが増えることにもなりかねません。現在大問題となっている、保険証のマイナンバーカードへの切り替え問題と構図は同じなのではないでしょうか。

共同経理の税理士は、税経新人会全国協議会という団体に所属していますが、この団体は現在財務省に対し、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの取りやめに反対を表明する意見書の提出を予定しています。

大津町議会「インボイス意見書」の提出を決議

田中税理士、町議会総務常任委員会で意見陳述

1. 出席要請

共同経理の田中芳幸税理士は、大津町議会総務常任委員会より、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書の審議に、参考人として出席するよう求められました。この要請に応じ、2023年5月31日に議会に出席し、消費税インボイス制度について税理士の立場で意見を述べました。

2. 議会の状況

この陳情書は、熊本県建築労働組合大津分会が2023年2月17日に大津町に提出し、3月議会で審議され継続審議となっていたものです。今回、陳情者の熊本県建築労働組合の推薦で、田中税理士が参考人として出席し改めて審議されました。総務常任委員会は議長を含め5名の議員から構成されています。この総務常任委員会の審議で、この陳情書の審議を本会議に付託するかを決める委員会です。

3. 審議の内容

田中税理士は、自身が所属する税経新人会全国協議会が発行した、インボイスのパンフレットと自身が作成した消費税の基本的な仕組みを説明する資料等を用い説明をおこないました。

その説明に対し委員から、「インボイス導入は益税の解消につながるのではないか」、「実際導入された場合の地域への影響は」などの質問が出されました。

これに対して田中税理士は、益税問題について、消費税法の条文を示し消費税は法律的に直接税であること、消費税は預り金ではなく売上の一部であることなどを裁判例を示し説明、実質的には益税は存在しないことを強調しました。また地域への影響については、影響予想の数字は持っていないものの、声優の有志グループが立ち上げた「VOICTION」が2022年9月に行った「インボイスに関するアンケート」で、2割強の声優がインボイス制度導入で廃業を検討していることなどを説明し質問に答えました。

委員会後聞き及んだこととして、「消費税及びインボイスについて分かりやすい説明で理解が進んだ。」との意見がでたとのことでした。

4. 「趣旨賛同」決議と田中税理士の感想

① 趣旨賛同

総務常任委員会は、参考人の意見などを基に審議を重ね、当初のインボイス制度の実施中止を求める意見書から、「消費税インボイス制度による小規模事業者の事業運営への影響に配慮する措置を求める意見書」へと修正し、その趣旨には賛同する形の「趣旨賛同」で採決が行われ、総務常任委員会では全員の賛成で、本会議では1名の議員を除く賛成多数で可決し、政府に意見書を提出することとなりました。

② 田中税理士の感想

インボイス制度実施まで実質2ヶ月となりましたが、インボイスは制度そのものが多くの矛盾点、問題点を有しており、中小零細事業者には大きな影響を及ぼす制度です。しかし現在でもまだ多くの方がその問題について認識されていないことも事実です。今回、大津町の総務常任委員会に参考人として出席し意見を述べ、そのことが意見書提出採択へと繋がり、議員さんたちが消費税及びインボイスへの理解が少しでも進んだのであれば、意見陳述をしてよかったと思っています。今後もインボイス制度の実施の中止又は延期に向け活動していきたいと思っています。

コロナ不況停滞

～地場基幹苦闘、続く消費税減少～

新型コロナウイルス感染症は第6波、第7波、第8波と1年を通じて発生し、収束することなく年を超えました。地場中小の事業者にはコロナ発生後の2年間のダメージが引き続く形で、令和4年分の確定申告も大変厳しいものでした。

【所得税 表①】 [○数字は表①の事業区分に対応]

総体的に見て事業収入（売上）、事業所得、税額ともに前年比100%を割り込んでいます。白色申告の方が業況が良いとまでは言えませんが、事業収入、税額が前年比100%を超え、一人当たり納税額（平均）は青色申告者を127,600円上回っています。一方青色申告者は事業収入、事業所得、税額ともに前年比100%を下回り、特に税額は74%と大きく落ち込んでいることは青色申告の効果によるとみることが出来ます。

- ① 数者の業況好転で事業所得が伸び税額増加につながった。
- ② 製造業には一部好転・回復があるが、建設・農林業は厳しい状況が続いている。
- ③ 一部回復して売上げ増となったが全体的には未だし。運輸関連は苦戦。
- ④ この数年安定的に推移している。

【消費税 表②】

消費税は①卸小売業、④不動産業が納税額大幅増、③飲食・サービス業も納税額が前年並みとなりました。全業種平均では課税標準・税額とも対前年比91%で一人当たり納税額は61,200円の減少です。所得税の事業収入の落ち込みがそのまま反映する形となっており、景気の停滞、消費不況の状況が継続しています。

① 【所得税・消費税申告状況の前年対比】

(R4/R3%)

【一人当たり納税額】(円)

事業区分		申告所得税（％）				消費税（％）			所得 税	R4年分	R3年分	
		件数	事業収入	事業所得	税 額	件数	課税標準	税 額				
①卸 小 売 業		24	99	107	160	10	101	173	青	216,500	292,000	
②建設・農林・製造業		196	94	81	57	103	87	87	白	344,100	338,300	
③飲食・サービス業		116	103	82	66	23	108	100	平均	266,100	310,000	
④不 動 産 業		104	114	130	123	2	131	139	(100円未満切り捨て)			
合 計		440	97	92	86	138	91	91	消費 税	R4年分	R3年分	
青白別	青色申告者	269	96	90	74	122	90	89		青	647,300	730,300
	白色申告者	171	101	96	102	16	104	124		白	534,000	429,400
										平均	634,200	695,400
(100円未満切り捨て)												

【表③】

〔所得税〕令和2・3年分申告で前年比プラスの動きとなったが、今年はまた大きくマイナスとなりました。落差も大きくなっています。(R2=+13,400円、R3=+29,200円、R3=△43,900円)

② 【一人当たり納税額の推移(総平均)=申告年別】

(円)

	申告年分	件数	R 1	R 2	R 3	R 4	前年対比
所得 税	令和2年	418	213,600	227,000			106%
	令和3年	443		202,200	231,400		114%
	令和4年	440			310,000	266,100	86%
消費 税	令和2年	136	675,500	623,700			92%
	令和3年	137		653,200	614,900		94%
	令和4年	138			695,400	634,200	91%

〔消費税〕納税額の前年対比減少が継続しています。単年度の一人当たり納税額は表の3年分で最大額ですが、当年分の前年対比で61,200円の減少で、減少額も最大となっています。(R2=△51,800円、R3=△38,300円)

若者憲法集会 2023 に参加して 職員 春木凌成

6月11日に東京都内で行われた「若者憲法集会」に参加してきました。直前の参加要請で、不安もありましたが熱心なお誘いや事務所の先輩の後押しもあり行く事にしました。前日(土曜日)に到着、集会は日曜日なので初めて浅草や秋葉原を散策しました。

日曜日当日、会場の有楽町へ到着し午前は大学生企画の「憲法が、希望」に参加。弁護士で日本共産党の参院議員山添拓さん(39才)のお話を聞きました。「憲法はなぜ変えられようとしているのか」「憲法審査会でどんな動きがあるか」「憲法をいかす道を堂々と」といったテーマで話をされました。

午後は全体での集会で一橋大学名誉教授渡辺治さんの記念講演(日本とアジアの平和を創る憲法の力)でした。岸田首相による大軍拡、改憲の危険性を指摘し「若者の立ち上がりこそ憲法を力にする。君たちの番だ」と訴えられました。

戦争への不安、恐怖がある中、戦争をさせないための運動を行って、広げていかなければならない。皆(仲間)と運動を行い、良い憲法をどんどん使っていくことが大切だと思いました。

最後は日比谷公園出発のデモ行進(1500名)に冒頭のみ参加。羽田空港への到着は搭乗手続きギリギリでした。何とか無事に熊本に帰り着く事が出来ました。



共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

7月31日(月)

* 5月決算法人の確定申告期限

8月31日(木)

* 6月決算法人の確定申告期限

* 個人事業者5年分の消費税・地方消費税の中間申告期限

10月 2日(月)

* 7月決算法人の確定申告期限

10月31日(火)

* 8月決算法人の確定申告期限

11月15日(水)

* 所得税の予定納税額の減額申請期限

11月30日(木)

* 9月決算法人の確定申告期限

* 所得税の予定納税額の納付期限
(第2期分)



お盆休 8月15日(火)

※ 無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、8月10日(木)・9月8日(金)・10月10日(火)
11月10日(金)・12月8日(金)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理

〒861-1305 菊池市北宮 317-15

TEL 0968(25)1036

FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。